

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈疾病補償〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。

基本構成（普通保険約款、疾病補償特約）の補償内容

- 被保険者が疾病（病気といいます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
 ※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
 ※ 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合												
疾病入院 保 険 金	<p>病気を発病し、その病気の治療を目的として入院され、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>疾病入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1入院につき、保険証券に記載された疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院された場合は、前の入院とあわせて1入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。</p>	<p><疾病入院保険金から疾病通院保険金まで共通></p> <p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>⑦ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>(3) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気</p> <p>② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。</p> <p>(4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したのとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>												
疾病手術 保 険 金	<p>病気を発病し、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けられたとき</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を直接の目的として手術を受けられた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 美容整形上の手術 病気を直接の原因としない不妊手術 診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術 吸引および穿刺などの処置 神経ブロック 抜釘術 屈折異常に対する手術 <p>② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <p>疾病入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>疾病入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上わたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 <p>(*) 体外衝撃波胆石破砕術の例</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">○手術</td> <td style="text-align: center;">×手術</td> <td style="text-align: center;">○手術</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▼</td> <td style="text-align: center;">▼</td> <td style="text-align: center;">▼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月1日</td> <td style="text-align: center;">10月10日</td> <td style="text-align: center;">10月25日</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。 </td> </tr> </table>	○手術	×手術	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。			
○手術	×手術	○手術													
▼	▼	▼													
10月1日	10月10日	10月25日													
・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。															
疾 病 放 射 治 療 保 険 金	<p>病気を発病し、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けられた場合</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けられた場合</p> <p>※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。</p>	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>疾病入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 保険金お支払いの対象となる放射線治 													

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>す。</p> <p>①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為。ただし、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限りません。</p> <p>②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(*)放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りませんので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p>	<p>療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。</p>	
<p>疾病通院保険金</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院(往診を含みます)されたとき</p> <p>※ 「疾病通院保険金の支払条件変更特約」がセットされた場合、入院日の前日から60日以内の通院についてもお支払いの対象となります。</p>	<p style="text-align: center;">疾病通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 1入院につき、通院日数は、通算して保険証券に記載された疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院された場合は、前の入院とあわせて1入院となります。</p>	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。